

介護保険制度の抜本的改善を求める意見書

今日、高齢化がいつそう進展していくなかで、介護・生活上のさまざまな困難を抱え、社会的支援を必要とする高齢者がさらに増えている。「安心して老後を送りたい」はすべての高齢者・国民の願いである。また、老老介護、高齢者虐待などの背後には、介護を家庭内に抱え込んでいること、介護者支援策の不備により介護者の孤立化などが進んでいることがある。「介護保険10年」という節目にふさわしく、高齢者・国民の願いにかなう制度の抜本的な改革を行うことが求められている。

一方、厚生労働省は、2010年10月の社会保障制度審議会の介護保険部会で、介護保険見直しに向けた検討項目を示した。その中で、軽度者の利用料引き上げや生活援助の縮小、ケアプラン作成に対する利用者負担の導入、補足給付の要件の引き上げ、40歳未満からの保険料徴収などが論点として列挙されている。これは財政の論理を優先させた負担増・給付抑制という方向であって、利用者や家族の現状を無視したものと云わざるを得ない。

よって、政府においては、下記の事項について抜本的な改善・見直しを行うよう強く要望する。

記

- 1 介護保険の負担増をやめ、国庫負担を抜本的に引き上げること。
- 2 ケアプラン作成に利用者負担の導入はしないこと。
- 3 軽度者の利用負担を引き上げないこと。
- 4 食費や居住費を軽減する補足給付は公費負担で行うこと。
- 5 特別養護老人ホームなどの介護施設を大幅に増設するための予算措置を講じること。
- 6 介護従事者の人件費に係る給付を引き上げ、安定的な介護人材の確保に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年（2011年）3月9日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

（提出者）公明党及び日本共産党所属議員全員